

令和 7 年度
幸手市地域密着型サービス事業者公募要項
(令和 8 年度整備分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん

幸手市

1 公募の趣旨

幸手市（以下「市」という。）では「幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、要介護者等が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

サービスの質を確保し、適正な事業所運営を図る観点から、よりよいサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選考するために、事業者選考を公募にて行います。

応募にあたっては、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を十分にご理解、ご確認いただき、関係部署・機関と打ち合わせをしていただいたうえで、ご応募くださるようお願いいたします。

2 募集事業

公募するサービス種別	募集数	日常生活圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 か所	全圏域 (東・西圏域)

※参考 東圏域…権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区

西圏域…幸手・上高野・行幸・長倉小学校区

3 応募資格

- (1) 法人であること。
- (2) 選考後、速やかに施設整備に向けた準備をすること。
県補助金等の可否決定後に建設工事等に着手し、令和8年度中に工事等が完了し、令和9年3月までに事業を開始すること。
- (3) 介護保険法関係法令ほか建築基準法等関係法令の基準を満たすこと。
- (4) 施設を整備する土地・建物が確保されているか、またはその見込みがあるもの。
賃貸物件の場合は、土地・建物ともに長期間貸与されるものであること。
- (5) 介護保険法第78条の2第4項に該当しないこと。
- (6) 基準は、「幸手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第14号)」に準ずること（事業開始までに満たすことが確実な場合を含む）。
- (7) 国税及び市県民税を滞納していないこと。
- (8) 関係者等が幸手市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団員でないこと。

4 設置に伴う整備費補助金等

「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用した補助を検討していますが、補助内容や補助金額等については県で規定するものであり、変更されることがありますので、最新の情報を把握するよう努めてください。また、交付については県との協議後、県及び市の予算の範囲内での実施となるため、交付されない場合や減額される場合があります。このため、補助金が交付されない場合等も念頭に置き、十分に対応できるよう資金計画等を策定してください。補助金利用希望の場合でも資金計画は当該補助がないものとして策定してください。

あわせて、設置予定地の選定にあたっては、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事

業費等補助金交付要綱の改正に伴い、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新規整備については、補助の対象外となることに留意してください。

5 応募手続

提出書類は順番に並べ、フラットファイル（A4版：左綴）に綴り込み表題に「地域密着型サービス事業者申請書」と記載し「地域密着型サービス種別及び法人名」を明記し、各書類の右側に項目ごとの提出書類名のインデックスをつけて正本1部、副本7部をご提出ください。

事前に来庁日をご連絡いただいた上で、書類をご提出ください。郵送による申請は不可とします。

なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

6 受付期間・窓口

期 間	窓 口
○個別相談 令和7年10月3日(金)まで ○申請受付 令和7年9月16日(火)から10月3日(金)まで いずれも、午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜、祝日等の閉庁日は除く) 電話でご予約の上、ご来庁ください。	幸手市介護福祉課 事業所管理担当 〒340-0152 幸手市大字天神島 1030-1 (ウェルス幸手内) 電話 0480-42-8444 FAX 0480-43-5600

7 質問の受付

- (1) 質問方法 質問票を介護福祉課へ提出してください。
様式は自由です。メール、FAX 又は郵送でも受け付けます。
- (2) 受付期間 令和7年7月1日(火)から10月3日(金)まで
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（介護福祉課窓口の場合）
- (4) 回答方法 電話・メール・FAX 等で回答します。

8 指定候補事業者の選定方法

- (1) 書類審査の方法で、第一次審査および第二次審査を行います。第一次審査は介護福祉課において行い、申請内容が市の定める基準を満たしているか等の審査を行います。
- (2) 第二次審査は、幸手市地域密着型サービス事業者選考委員会（以下「選考委員会」）において、申請内容の採点を行います。なお、必要に応じてヒアリングを実施します（実施する場合はあらためてお知らせします）。
- (3) 選考委員会の審査結果を幸手市介護保険運営協議会に諮問します。
- (4) 幸手市介護保険運営協議会での審査結果に基づき、市長が指定候補事業者を決定します。

審査の結果、指定候補事業者なしとする場合もあります。また、指定候補事業者の決定は、地域密着型サービス事業所の指定が確約されたものではなく、指定を受けるためには、改めて所定の指定申請が必要となります。

9 結果の通知

選考結果は、応募したすべての事業者文書により通知します。
また、指定候補事業者については、幸手市ホームページで公表します。

10 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募書類の提出をもって、応募資格等を承諾したものとみなします。
- (2) 提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募事業者に帰属します。ただし、市は事業者の公表等必要な場合には応募書類等の内容を無償で利用できるものとします。
- (3) 応募書類の提出に要する経費は、選考結果に関わらず、市は一切負担しません。
- (4) 応募書類は、理由の如何を問わずに返却しません。
- (5) 他の応募事業者の応募内容に関する問い合わせには応じません。
- (6) 次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ① 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ② 重要な事項に変更があった場合
 - ③ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ④ 応募事業者の法人の役員、職員等の関係者が本市の職員、介護保険運営協議会委員に応募内容の採否にかかる直接的又は間接的な働きかけを行った場合
- (7) 土地の確保が確実でない等の具体性のないものは選考の対象外となります。
- (8) 事前に地元への説明等を行う場合には、事業所の開設が既定路線であるかのような誤解を与えないように十分注意してください。「市の公募に応募し、指定候補事業者として選考されることが条件である。」旨を周知する等ご考慮ください。
- (9) 立地要件については、住宅地にあること、または住宅地と同程度に、家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であることを要件とし、工業地域での立地は不可とします。
- (10) 指定候補事業者として選考された場合であっても、指定を確約するものではありません。指定申請の際、指定基準に充足しない場合は指定を行いません。
- (11) 本公募に係る整備計画における用地（建物）利権者又は地域住民との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰す事項であり、市はその責任を負いません。
- (12) 選考後又は指定後の権利譲渡は認めません。
- (13) 選考前までの辞退について
書類の提出期限後、指定候補事業者の選考前までに、やむを得ない事由等で応募を辞退する場合、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名のある応募辞退届（様式 11）を提出すること。
- (14) 選考後の辞退について
指定候補事業者として選考された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来すこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
また、指定候補事業者名は選考後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・

代表者名・辞退理由等を公表する場合があります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくこともあります。

- (15) 応募がない場合及び指定候補事業者が決定しなかった場合には再度公募を行うことがあります。

担当 幸手市 健康福祉部 介護福祉課 事業所管理担当 〒340-0152 幸手市大字天神島 1030 番地 1（ウェルス幸手内） 電話：0480-42-8444 FAX：0480-43-5600 メールアドレス：kaigo@city.satte.lg.jp
